

分類 A4.3.0.1

6124.5211

亞細亞局

機密公第三六一號

昭和四年十一月一日

在長春

領事 永井

外務大臣 男爵幣原 喜重郎 殿

商租調査表提出ノ件

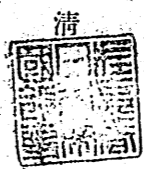
當館管内ニ於ケル商租調査表（昭和四年十月末日現在）別紙ノ通正副貳通提出ス御査閲相成度

追而商租件數及面積等全然前年度同様異動無之ニ付爲念申添フ

第二課

別紙添付

昭和四年七月六日 接啓



在長春日本帝國領事館



甲統

商租及商租豫約現在表 昭和四年十月末現在 在長春日本領事館

商租豫約	既成商租	種別	件數	土地面積	種類	租賃種類	商租權者	備考
ニ七	七			九一八四八三坪	洋一五元 金 二五、〇〇〇日 外 二五、〇〇〇日	洋一五元 金 二五、〇〇〇日 外 二五、〇〇〇日	金 六三二日 外 六三二日	
一九三三、七四三坪					洋一五元 金 二五、〇〇〇日 外 二五、〇〇〇日	洋一五元 金 二五、〇〇〇日 外 二五、〇〇〇日	金 六三二日 外 六三二日	
全 六、〇〇〇日					洋一五元 金 二五、〇〇〇日 外 二五、〇〇〇日	洋一五元 金 二五、〇〇〇日 外 二五、〇〇〇日	金 六三二日 外 六三二日	
					洋一五元 金 二五、〇〇〇日 外 二五、〇〇〇日	洋一五元 金 二五、〇〇〇日 外 二五、〇〇〇日	金 六三二日 外 六三二日	
					洋一五元 金 二五、〇〇〇日 外 二五、〇〇〇日	洋一五元 金 二五、〇〇〇日 外 二五、〇〇〇日	金 六三二日 外 六三二日	
					洋一五元 金 二五、〇〇〇日 外 二五、〇〇〇日	洋一五元 金 二五、〇〇〇日 外 二五、〇〇〇日	金 六三二日 外 六三二日	

乙 2

高租調査表昭和四年十月一日現在 在長春日本領事館							
面積或主尺	解約時日	高租 所在地	土地面積	金額	面積 或主尺	解約時日	面積或主尺
六五八	七年正月	三。聖教路 西六。郷	高租 所在地	六。八。四。五 少洋 一。五。五	六。三。二。〇 二。〇。〇。〇	七年正月 六。五 對換後 更正	六。三。二。〇 七。三。二。〇 六。三。二。〇 七。三。二。〇 六。三。二。〇 七。三。二。〇 六。三。二。〇 七。三。二。〇
六五五	四三三四	大聖街 大聖街	高租 所在地	四。九。二。洋 少洋 四。九。二。洋	近洋九一 洋 四。九。二。洋	四。九。二。洋 少洋 四。九。二。洋	四。九。二。洋 少洋 四。九。二。洋
六五一	八。一。一	三。在同上	高租 所在地	洋金 一。一。一。一	三。在同上	三。在同上	三。在同上
六四八	八。一。八	大在同上	高租 所在地	洋金 三。五。三。四	三。五。三。四	三。五。三。四	三。五。三。四
六四一	八。一。一	三。在同上	高租 所在地	洋金 一。一。一。一	三。在同上	三。在同上	三。在同上
六三六	四三三四	大聖街 大聖街	高租 所在地	四。九。二。洋 少洋 四。九。二。洋	近洋九一 洋 四。九。二。洋	四。九。二。洋 少洋 四。九。二。洋	四。九。二。洋 少洋 四。九。二。洋
六三二	八。一。一	三。在同上	高租 所在地	洋金 一。一。一。一	三。在同上	三。在同上	三。在同上
六二八	八。一。八	大在同上	高租 所在地	洋金 三。五。三。四	三。五。三。四	三。五。三。四	三。五。三。四
六二五	八。一。一	三。在同上	高租 所在地	洋金 一。一。一。一	三。在同上	三。在同上	三。在同上

高租調査表昭和四年十月一日現在 在長春日本領事館

面積或主尺 解約時日 高租所在地 土地面積 金額 面積或主尺 解約時日 面積或主尺

契約成立後及 解約時日	大正 六・一	九一三五	九五三六	三三三 五〇・五	大正十一年 五月	大正十一年 五月	大正十一年 五月	大正十一年 五月	大正十一年 五月
契約期間	長期限 定年限	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
所在地	東京府 豊島区	東京府 豊島区	東京府 豊島区	東京府 豊島区	東京府 豊島区	東京府 豊島区	東京府 豊島区	東京府 豊島区	東京府 豊島区
土地面積	一五〇坪	二〇〇坪	一八〇坪	一五〇坪	一五〇坪	一五〇坪	一五〇坪	一五〇坪	一五〇坪
金額	毎坪金 六〇円	金 一五〇円	毎坪金 四〇円	金 一五〇円	金 一五〇円	金 一五〇円	金 一五〇円	金 一五〇円	金 一五〇円
貸借権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者
取組名称	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者
取組目的	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者
契約成立後及 解約時日	大正 六・一	九一三五	九五三六	三三三 五〇・五	大正十一年 五月	大正十一年 五月	大正十一年 五月	大正十一年 五月	大正十一年 五月
契約期間	長期限 定年限	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
所在地	東京府 豊島区	東京府 豊島区	東京府 豊島区	東京府 豊島区	東京府 豊島区	東京府 豊島区	東京府 豊島区	東京府 豊島区	東京府 豊島区
土地面積	一五〇坪	二〇〇坪	一八〇坪	一五〇坪	一五〇坪	一五〇坪	一五〇坪	一五〇坪	一五〇坪
金額	毎坪金 六〇円	金 一五〇円	毎坪金 四〇円	金 一五〇円	金 一五〇円	金 一五〇円	金 一五〇円	金 一五〇円	金 一五〇円
貸借権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者
取組名称	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者
取組目的	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者	債権者 債権者



聖教 の 日	聖教 の 年	現在 の 高	
件数		六件	
面積		九一八〇三	
金額		本邦一三五元 外金一〇〇〇元 外金二五〇〇元 外金二五〇〇元 外金二五〇〇元 外金二五〇〇元 外金二五〇〇元	
郵便 交換		金 二五〇〇元 外金 二五〇〇元 金 二五〇〇元 外金 二五〇〇元 金 二五〇〇元 外金 二五〇〇元	
		金 三〇〇元 外金 三〇〇元 金 三〇〇元 外金 三〇〇元	

REEL No. A-0462

0388

甲統

商租及商租豫約現在表 昭和四年十月末現在 在長春日本領事館

種別	件数	土地面積	金額	押賃額	商租権者	備考
商租豫約	27	29,377.43 坪	金 5,610.00 円	金 5,610.00 円	全部内地人	
既成商租	7	9,180.83 坪	洋 1,250 元 吉林官帖 20,000 円 金 25,000.00 円 外 毎年 金 6,000 円 小洋 4,000 円	金 25,500.00 円 外 毎年 金 6,300 円	全部内地人	

高租祠查表昭和四年十月三日現在 在長春日本領事館								
面租成立及 解約時日	要約期間 所在地	土地面積 全額	賃 額	面租備有 及積存 額	不詳 理由	面租備有 及積存 額	面租備有 及積存 額	面租備有 及積存 額
七、廿三日 大正 五年	三年租 三、大 二、大 二、大	六、八 二、大 二、大	六、三〇、 三、〇 三、〇	吉林 一、部 一、部	六、三、 二、三、 二、三、	六、三、 二、三、 二、三、	六、三、 二、三、 二、三、	六、三、 二、三、 二、三、
六、五、 二、大	吉林 一、部	七、三〇、 三、〇 三、〇	吉林 一、部	吉林 一、部	六、三、 二、三、 二、三、	六、三、 二、三、 二、三、	六、三、 二、三、 二、三、	六、三、 二、三、 二、三、
六、三、 二、大	吉林 一、部	七、三〇、 三、〇 三、〇	吉林 一、部	吉林 一、部	六、三、 二、三、 二、三、	六、三、 二、三、 二、三、	六、三、 二、三、 二、三、	六、三、 二、三、 二、三、
六、五、 二、大	吉林 一、部	七、三〇、 三、〇 三、〇	吉林 一、部	吉林 一、部	六、三、 二、三、 二、三、	六、三、 二、三、 二、三、	六、三、 二、三、 二、三、	六、三、 二、三、 二、三、
六、五、 二、大	吉林 一、部	七、三〇、 三、〇 三、〇	吉林 一、部	吉林 一、部	六、三、 二、三、 二、三、	六、三、 二、三、 二、三、	六、三、 二、三、 二、三、	六、三、 二、三、 二、三、
六、五、 二、大	吉林 一、部	七、三〇、 三、〇 三、〇	吉林 一、部	吉林 一、部	六、三、 二、三、 二、三、	六、三、 二、三、 二、三、	六、三、 二、三、 二、三、	六、三、 二、三、 二、三、

乙 繰

正

商租豫約	既成商租	種別	商租及商租豫約現在表
ニ七	六	件数	昭和五年十月未現在
二九三三三三三坪	九一八四八三坪	土地面積	在長春日本領事館
金 五〇六一〇〇円	小洋 一五元 吉款官帖 二〇〇〇吊 金 二五〇〇〇円	金額	
金 五〇六一〇〇円	外ニ毎年 金 六三二円	合計貸換算	
全部内地人	全部内地人	商租権者	
		備考	

甲第

亞細亞局
機密公第五二五號
昭和五年十一月十二日
在長春
領事 田代重徳
外務大臣 男爵幣原喜重郎 殿
商租調査表提出ノ件
當館管内ニ於ケル商租表（昭和五年十月末日現在）別紙ノ通り正副
貳通提出ス御査閱相成度

在長春日本帝國領事館

昭和五年七月拾九日接覽
別紙添付

商標成立及 解約時日		契約期間		所在地		土地面積		金額		商標権者 氏名		現在利用 面積		契約更新 条件		備考		
大正 五年五月	三年	梨樹縣 大田二柳	六八四八坪	三三。坪	吉原官市	二〇。〇。吊	小洋 一五元	中村作次 不詳	藤田英一郎	鎌業用為 一部分便	八三一七 號	商標地 八高租二ア 模似、モノ ニシテ從來、 調査中ニテ 以テ之ヲ 襲用セリ	高租限満了、上 解約セリ	高租者、表記 ヲ義得 至細至宜 業標式會 社ニ渡讓シ 其關係ヲ 解除セリ	高租期限満了、上 解約セリ	高租地 八高租二ア 模似、モノ ニシテ從來、 調査中ニテ 以テ之ヲ 襲用セリ	高租期限満了、上 解約セリ	高租者、表記 ヲ義得 至細至宜 業標式會 社ニ渡讓シ 其關係ヲ 解除セリ
六三。二五	四三。四	梨樹縣	梨菊野池 四九。二坪	小洋 五。四	近藤九一	煉瓦用粘土 採取為全	九。九三	近藤九一	煉瓦用粘土 採取為全	九。九三	九。九三	條件ナシ	高租期限満了、上 解約セリ	高租者、表記 ヲ義得 至細至宜 業標式會 社ニ渡讓シ 其關係ヲ 解除セリ	高租期限満了、上 解約セリ	高租地 八高租二ア 模似、モノ ニシテ從來、 調査中ニテ 以テ之ヲ 襲用セリ	高租期限満了、上 解約セリ	高租者、表記 ヲ義得 至細至宜 業標式會 社ニ渡讓シ 其關係ヲ 解除セリ
六五。一	六一。一	三。	右同上	三。坪	右同上	認証ナシ 條件ナシ	六。九三	右同上	認証ナシ 條件ナシ	六。九三	六。九三	條件ナシ	高租期限満了、上 解約セリ	高租者、表記 ヲ義得 至細至宜 業標式會 社ニ渡讓シ 其關係ヲ 解除セリ	高租期限満了、上 解約セリ	高租地 八高租二ア 模似、モノ ニシテ從來、 調査中ニテ 以テ之ヲ 襲用セリ	高租期限満了、上 解約セリ	高租者、表記 ヲ義得 至細至宜 業標式會 社ニ渡讓シ 其關係ヲ 解除セリ
六六。八	六六。八	六	右同上	三。坪	右同上	認証ナシ 條件ナシ	六。九三	右同上	認証ナシ 條件ナシ	六。九三	六。九三	條件ナシ	高租期限満了、上 解約セリ	高租者、表記 ヲ義得 至細至宜 業標式會 社ニ渡讓シ 其關係ヲ 解除セリ	高租期限満了、上 解約セリ	高租地 八高租二ア 模似、モノ ニシテ從來、 調査中ニテ 以テ之ヲ 襲用セリ	高租期限満了、上 解約セリ	高租者、表記 ヲ義得 至細至宜 業標式會 社ニ渡讓シ 其關係ヲ 解除セリ
六一。一	六一。一	三。	右同上	三。坪	右同上	認証ナシ 條件ナシ	六。九三	右同上	認証ナシ 條件ナシ	六。九三	六。九三	條件ナシ	高租期限満了、上 解約セリ	高租者、表記 ヲ義得 至細至宜 業標式會 社ニ渡讓シ 其關係ヲ 解除セリ	高租期限満了、上 解約セリ	高租地 八高租二ア 模似、モノ ニシテ從來、 調査中ニテ 以テ之ヲ 襲用セリ	高租期限満了、上 解約セリ	高租者、表記 ヲ義得 至細至宜 業標式會 社ニ渡讓シ 其關係ヲ 解除セリ
六二。一	六二。一	三。	右同上	三。坪	右同上	認証ナシ 條件ナシ	六。九三	右同上	認証ナシ 條件ナシ	六。九三	六。九三	條件ナシ	高租期限満了、上 解約セリ	高租者、表記 ヲ義得 至細至宜 業標式會 社ニ渡讓シ 其關係ヲ 解除セリ	高租期限満了、上 解約セリ	高租地 八高租二ア 模似、モノ ニシテ從來、 調査中ニテ 以テ之ヲ 襲用セリ	高租期限満了、上 解約セリ	高租者、表記 ヲ義得 至細至宜 業標式會 社ニ渡讓シ 其關係ヲ 解除セリ

商租調査表昭和四年十月三十日現在 在長春日本領事館

乙 聯

契約成立及 解約時日	契約期間	商 所在 地	土地面積	金 額	商 租 者 名	土地利用状況 及現在利用 面積	保証人 の 有 無 新 条 件	備 考
大正 六・一	無期限	荏塚七	一五。〇坪	毎年金 六。〇日	白石政司	全部農材 工場用	保証ナシ 条件ナシ	本租地口頭契約ニ于 第一回地代支那後消 滅、形ナリ後活見込 ナシ
九・一五	二。	吉長築路 九 站	二。〇。〇	金 一五。〇日	多田一之助	全部所木置 場ニテ使用	保証ナシ 条件ナシ	純然タル商租ニテ 從來、倒ニ依リ編入 ナリ
九五二八	二。	梨樹縣 郭家店	一八〇。〇 一七〇。〇	毎年小洋 四。元	齊藤久造	屠場用トシテ 其他、全部 菜園	保証ナシ 条件ナシ	右同上
十。一。五 一三。三 解約	一。	收香縣 恒平鎮	一五。〇。〇	小洋 五。〇。〇	西村高吉	大部分 農芸用	保証ナシ 条件ナシ	双方合議解約セリ
大正十年十月 帝皇退解約 合村	一件		四五。〇 金	一六。〇日				
大正十年十月 赤現在總高	九件		二五。二。七	洋 大。五 吉林官帖 二。〇。〇 吊 三。二四。八 金 外ニ毎年支拂 金 大三二日 百吊ニ付 金 二日	柳實換算 小洋 一元ニ付 金八十条 吉林官帖 百吊ニ付 金 二日			

契約成立及 解約時日	商榷 商榷期間 所在地	商榷面積	金額	商榷者 姓名	土地利用状況 及現在利用地	契約成立 公証 新条件 変更	本租地一時物 租地一時物 租地一時物 租地一時物 租地一時物 租地一時物 租地一時物 租地一時物	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五
昭和三十四年 四月一五 解約	年 懷德縣 大橋橋	五 五	二。九 二。九 三。六二	曾根農園主 三村高次郎	全額水田	本租地一時物 租地一時物 租地一時物 租地一時物 租地一時物 租地一時物 租地一時物 租地一時物	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	
大正 二四一五	大正 二四一五	五	四。二四 二。九	人	全	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五
大正 二四一五	大正 二四一五	五	二。九 二。九	人	全	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五
大正 二四一五	大正 二四一五	五	四。二四 二。九	人	全	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五
大正 二四一五	大正 二四一五	五	二。九 二。九	人	全	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五
大正 二四一五	大正 二四一五	五	四。二四 二。九	人	全	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五
大正 二四一五	大正 二四一五	五	二。九 二。九	人	全	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五
大正 二四一五	大正 二四一五	五	四。二四 二。九	人	全	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五	大正 二四一五

0462

契約成立及 解約時目	大正十年十月 泰達ニ新規 契約ノ分	大正十年十月 日赤現在 高	大正十二年十月 日赤解約ノ 分	大正二十年十 月日赤現在 高	大正二十年十月 日赤達ニ解 約ノ分	
件数	八件	一件	一七件	二七件	八件	
面積	五七、六九四坪	五、〇〇〇坪	一五、〇〇〇坪	一五八、四九七坪	八、九五五、四	
金額	小洋 三九五、一六七 小洋 金八、〇〇〇 邦貨換算 三、一八一、三三	小洋 五、〇〇〇元 邦貨換算 金四、〇〇〇円	小洋 金二〇、〇〇〇円 外金 五、〇〇〇円 外金 五、〇〇〇円 支款 四、〇〇〇円	小洋 金二〇、〇〇〇円 外金 五、〇〇〇円 外金 五、〇〇〇円 支款 四、〇〇〇円	小洋 金二〇、〇〇〇円 外金 五、〇〇〇円 外金 五、〇〇〇円 支款 四、〇〇〇円	小洋 金二〇、〇〇〇円 外金 五、〇〇〇円 外金 五、〇〇〇円 支款 四、〇〇〇円
印貨換算	邦貨換算	邦貨換算	邦貨換算	邦貨換算	邦貨換算	

契約成立及 解約時日	昭和四年十月 赤近新機契 構及解約	昭和四年十月 赤近 現在總寫	昭和五年十月 赤近新機契 構及解約	昭和五年十月 赤近 現在總寫	件数	面 積	金 額	印賃換算
					六件	九一八四八三 八四八三	洋一五元 吉楨官帖 金二五〇〇 外二五〇〇 外二五〇〇 切金六〇〇 元四〇〇	
					六件	九一八四八三 八四八三	洋一五元 吉楨官帖 金二五〇〇 外二五〇〇 外二五〇〇 切金六〇〇 元四〇〇	
					六件		洋一五元 吉楨官帖 金二五〇〇 外二五〇〇 外二五〇〇 切金六〇〇 元四〇〇	
					六件		洋一五元 吉楨官帖 金二五〇〇 外二五〇〇 外二五〇〇 切金六〇〇 元四〇〇	

0462

副

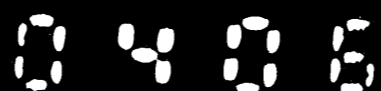
甲第

商租及商租豫約現在表 昭和五年十月未現在在長春日本領事館

種別	件数	土地面積	金額	合計	商租種者	備考
商租豫約	二七	二九,三三〇.四三坪	金 五〇,六一〇.〇円	金 五〇,六一〇.〇円	全部内地人	
既成商租	六	九,一八四.八三坪	小洋 一,二五元 吉林官帖 二〇,〇〇〇吊 外 二五,〇〇〇円 金 六,〇〇〇円 小洋 四〇元	金 二五,五〇〇円 外 二五,〇〇〇円 金 六,三二〇円	全部内地人	

乙 辨

商租調査表昭和四年十月三十日現在 在長春日本領事館									
商租成立及 解約時日	大正 二 年 五 月 五 日	三 年 三 月 五 日	三 年 三 月 五 日	三 年 三 月 五 日	三 年 三 月 五 日	三 年 三 月 五 日	三 年 三 月 五 日	三 年 三 月 五 日	三 年 三 月 五 日
商 租	所 在 地	土 地 面 積	金 額	商 租 名 稱	代 理 人 姓 名	不 詳	詳	詳	詳
契約期間	三 年	三 年	三 年	三 年	三 年	三 年	三 年	三 年	三 年
八三・一七	吉 瓜 縣	七三・〇〇	吉 瓜 官 吊	藤田英一即	鑛業用出	八三一七	高期後ハ 本借地ハ高租ニテ ノリテ、之ヲ 讓渡シ、上 述長春日 領事館 ノ 管 理 下 ニ シ テ 使 用 セ リ	高期後ハ 本借地ハ高租ニテ ノリテ、之ヲ 讓渡シ、上 述長春日 領事館 ノ 管 理 下 ニ シ テ 使 用 セ リ	八三一七
八三・二五	梨 樹 縣	四九・二坪	小 洋	近藤九一	煉瓦用粘土 採取為全 部使用中	九九三	條件トシ テ 解 約 セ リ	九九三	條件トシ テ 解 約 セ リ
八五・一	右同上	四五・〇坪	金	近藤等三郎	右同上	九〇三	右同上 認 証 トシ テ 解 除 セ リ 其 間 保 ヲ 了 シ 亞 細 亞 業 株 式 會 社 ニ 讓 渡 セ リ	九〇三	右同上 認 証 トシ テ 解 除 セ リ 其 間 保 ヲ 了 シ 亞 細 亞 業 株 式 會 社 ニ 讓 渡 セ リ
八七・八	右同上	四〇・五三坪	小 洋	近藤九一	右同上	八九三	高租期限満了、上 述長春日 領事館 ノ 管 理 下 ニ シ テ 使 用 セ リ	八九三	高租期限満了、上 述長春日 領事館 ノ 管 理 下 ニ シ テ 使 用 セ リ
八〇・一	右同上	四五・〇坪	金	麻式會社	右同上	九〇三	高租期限満了、上 述長春日 領事館 ノ 管 理 下 ニ シ テ 使 用 セ リ	九〇三	高租期限満了、上 述長春日 領事館 ノ 管 理 下 ニ シ テ 使 用 セ リ



契約成立及 解約時日	契約期間	所在 地 南	金 類	南 租 者 名	地 租 利 用 証 書 又 ハ 契 約 更 正 有 効 証 書 ハ 在 リ カ シ テ 其 他 之 契 約 有 効 ト ス ル 事 無 キ コ ト ヲ 明 示 ス	大正 八 一 〇 一	九 一 二 五	九 五 二 八	一 〇 一 〇 五	大正 十 年 十 月 未 現 在 地 高
大正 八 一 〇 一	無期 取 消 特 約	吉長 築 路 始 末	金 一 〇 〇 〇	白石 政 司 全 部 製 材 工 場 用 地	本 租 地 ハ 口 頭 契 約 ニ シ テ 第 四 代 主 人 被 消 滅 シ テ 第 五 代 主 人 ト シ テ 承 継 シ テ 存 在 ス	八 一 〇 一	九 一 二 五	九 五 二 八	二 〇 一 〇 五 解 約	大正 十 年 十 月 未 現 在 地 高
大正 十 年 十 月 未 現 在 地 高	無期 取 消 特 約	吉長 築 路 始 末	金 一 〇 〇 〇	多田 一 之 助 全 部 材 木 置 場 ト シ テ 使 用 中	本 租 地 ハ 口 頭 契 約 ニ シ テ 第 四 代 主 人 被 消 滅 シ テ 第 五 代 主 人 ト シ テ 承 継 シ テ 存 在 ス	八 一 〇 一	九 一 二 五	九 五 二 八	二 〇 一 〇 五 解 約	大正 十 年 十 月 未 現 在 地 高
大正 十 年 十 月 未 現 在 地 高	無期 取 消 特 約	吉長 築 路 始 末	金 一 〇 〇 〇	齊藤 久 造 毎 年 小 洋 四 〇 元 ノ 租 金 ト シ テ 使 用 中 其 他 全 部 製 材 工 場 用 地	本 租 地 ハ 口 頭 契 約 ニ シ テ 第 四 代 主 人 被 消 滅 シ テ 第 五 代 主 人 ト シ テ 承 継 シ テ 存 在 ス	八 一 〇 一	九 一 二 五	九 五 二 八	二 〇 一 〇 五 解 約	大正 十 年 十 月 未 現 在 地 高
大正 十 年 十 月 未 現 在 地 高	無期 取 消 特 約	吉長 築 路 始 末	金 一 〇 〇 〇	西村 萬 吉 大 部 分 農 業 用 地	本 租 地 ハ 口 頭 契 約 ニ シ テ 第 四 代 主 人 被 消 滅 シ テ 第 五 代 主 人 ト シ テ 承 継 シ テ 存 在 ス	八 一 〇 一	九 一 二 五	九 五 二 八	二 〇 一 〇 五 解 約	大正 十 年 十 月 未 現 在 地 高
大正 十 年 十 月 未 現 在 地 高	無期 取 消 特 約	吉長 築 路 始 末	金 一 〇 〇 〇	恒平 鎮 一 〇 一 〇 五	本 租 地 ハ 口 頭 契 約 ニ シ テ 第 四 代 主 人 被 消 滅 シ テ 第 五 代 主 人 ト シ テ 承 継 シ テ 存 在 ス	八 一 〇 一	九 一 二 五	九 五 二 八	二 〇 一 〇 五 解 約	大正 十 年 十 月 未 現 在 地 高
大正 十 年 十 月 未 現 在 地 高	無期 取 消 特 約	吉長 築 路 始 末	金 一 〇 〇 〇	九 一 二 五 解 約	本 租 地 ハ 口 頭 契 約 ニ シ テ 第 四 代 主 人 被 消 滅 シ テ 第 五 代 主 人 ト シ テ 承 継 シ テ 存 在 ス	八 一 〇 一	九 一 二 五	九 五 二 八	二 〇 一 〇 五 解 約	大正 十 年 十 月 未 現 在 地 高
大正 十 年 十 月 未 現 在 地 高	無期 取 消 特 約	吉長 築 路 始 末	金 一 〇 〇 〇	九 一 二 五 解 約	本 租 地 ハ 口 頭 契 約 ニ シ テ 第 四 代 主 人 被 消 滅 シ テ 第 五 代 主 人 ト シ テ 承 継 シ テ 存 在 ス	八 一 〇 一	九 一 二 五	九 五 二 八	二 〇 一 〇 五 解 約	大正 十 年 十 月 未 現 在 地 高
大正 十 年 十 月 未 現 在 地 高	無期 取 消 特 約	吉長 築 路 始 末	金 一 〇 〇 〇	九 一 二 五 解 約	本 租 地 ハ 口 頭 契 約 ニ シ テ 第 四 代 主 人 被 消 滅 シ テ 第 五 代 主 人 ト シ テ 承 継 シ テ 存 在 ス	八 一 〇 一	九 一 二 五	九 五 二 八	二 〇 一 〇 五 解 約	大正 十 年 十 月 未 現 在 地 高

契約成立及 解約時日	商地 所在 期間	商地 面積	種類	商地 所有者 名	土地 利用 用途 等	契約 成立 年月	商 地 面積	商 地 所在 期間	商地 面積	商 地 所在 期間	商 地 面積	商 地 所在 期間	商 地 面積	商 地 所在 期間	商 地 面積	商 地 所在 期間	商 地 面積	商 地 所在 期間
昭和一四一五 昭和一四一五 解四	五年 大橋 大橋 大橋	三七六坪 三〇九坪	水田 水田	曾根農園主 三村高太郎	水田 水田	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五
昭和一四一五	五年	三〇九坪	水田	三村高太郎	水田	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五
昭和一四一五	五年	三〇九坪	水田	三村高太郎	水田	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五
昭和一四一五	五年	三〇九坪	水田	三村高太郎	水田	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五
昭和一四一五	五年	三〇九坪	水田	三村高太郎	水田	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五
昭和一四一五	五年	三〇九坪	水田	三村高太郎	水田	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五
昭和一四一五	五年	三〇九坪	水田	三村高太郎	水田	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五
昭和一四一五	五年	三〇九坪	水田	三村高太郎	水田	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五
昭和一四一五	五年	三〇九坪	水田	三村高太郎	水田	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五	二四一五	昭和一四一五

0462

契約成立及 解約時目	大正五年十月 未定、新規 契約、分	大正五年十 月未現在 高	大正二年十月 分、解約、	大正二年十 月未現在 高	大正五年十 月未定、解 約、分	大正五年十 月未定、解 約、分
件数	八件	七件	一件	一件	二件	二件
西	五七、六九四坪	三八、四九七坪	一五、〇〇〇坪	一五、八四九七坪	六、九五五坪	六、九五五坪
金額	小洋 三九五一六七 大洋 三、一八一、三三三	小洋 一、〇〇〇、〇〇〇元 外金 二、〇〇〇、〇〇〇元 外金 五、〇〇〇、〇〇〇元	小洋 五、〇〇〇元 年貸換算 金四、〇〇〇元	小洋 二、〇〇〇、〇〇〇元 外金 五、〇〇〇、〇〇〇元 外金 二、〇〇〇、〇〇〇元	小洋 九二七、六 大洋 七、四二〇、八	小洋 九二七、六 大洋 七、四二〇、八
印貸換算	小洋 二、一八〇、五 大洋 三、一八一、三三三	小洋 一、〇〇〇、〇〇〇元 外金 二、〇〇〇、〇〇〇元 外金 五、〇〇〇、〇〇〇元	小洋 二、一八〇、五 大洋 三、一八一、三三三	小洋 二、一八〇、五 大洋 三、一八一、三三三	小洋 二、一八〇、五 大洋 三、一八一、三三三	小洋 二、一八〇、五 大洋 三、一八一、三三三

契約成立及 解約時日	大正十四年 十月亦近 現在總高	大正十五年十月 亦近新規契 約及解約	昭和二年十月 亦近二解約	昭和二年十月 現在總高	昭和三年十月 亦近新規契 約及解約	昭和三年十月 現在總高
契約成立及 解約時日	大正十四年 十月亦近 現在總高	大正十五年十月 亦近新規契 約及解約	昭和二年十月 亦近二解約	昭和二年十月 現在總高	昭和三年十月 亦近新規契 約及解約	昭和三年十月 現在總高
件数	一 四件		八件	六件	六件	
面	一四九五四三 坪		五七六九 四坪	九二八四八 三	九二八四八 三	
積						
金	引洋 四、七 六元七 角五分 引洋 六、〇 四元四 角五分 外金 二、五 〇〇〇 元 引洋 一、五 〇〇〇 元	引洋 四、七 六元七 角五分 引洋 六、〇 四元四 角五分 外金 二、五 〇〇〇 元 引洋 一、五 〇〇〇 元	引洋 三九五一 元六七 角五分 引洋 六、〇 四元四 角五分 外金 二、五 〇〇〇 元 引洋 一、五 〇〇〇 元	引洋 三九五一 元六七 角五分 引洋 六、〇 四元四 角五分 外金 二、五 〇〇〇 元 引洋 一、五 〇〇〇 元	引洋 三九五一 元六七 角五分 引洋 六、〇 四元四 角五分 外金 二、五 〇〇〇 元 引洋 一、五 〇〇〇 元	引洋 三九五一 元六七 角五分 引洋 六、〇 四元四 角五分 外金 二、五 〇〇〇 元 引洋 一、五 〇〇〇 元
額	引洋 四、七 六元七 角五分 引洋 六、〇 四元四 角五分 外金 二、五 〇〇〇 元 引洋 一、五 〇〇〇 元	引洋 四、七 六元七 角五分 引洋 六、〇 四元四 角五分 外金 二、五 〇〇〇 元 引洋 一、五 〇〇〇 元	引洋 三九五一 元六七 角五分 引洋 六、〇 四元四 角五分 外金 二、五 〇〇〇 元 引洋 一、五 〇〇〇 元	引洋 三九五一 元六七 角五分 引洋 六、〇 四元四 角五分 外金 二、五 〇〇〇 元 引洋 一、五 〇〇〇 元	引洋 三九五一 元六七 角五分 引洋 六、〇 四元四 角五分 外金 二、五 〇〇〇 元 引洋 一、五 〇〇〇 元	引洋 三九五一 元六七 角五分 引洋 六、〇 四元四 角五分 外金 二、五 〇〇〇 元 引洋 一、五 〇〇〇 元
額	引洋 四、七 六元七 角五分 引洋 六、〇 四元四 角五分 外金 二、五 〇〇〇 元 引洋 一、五 〇〇〇 元	引洋 四、七 六元七 角五分 引洋 六、〇 四元四 角五分 外金 二、五 〇〇〇 元 引洋 一、五 〇〇〇 元	引洋 三九五一 元六七 角五分 引洋 六、〇 四元四 角五分 外金 二、五 〇〇〇 元 引洋 一、五 〇〇〇 元	引洋 三九五一 元六七 角五分 引洋 六、〇 四元四 角五分 外金 二、五 〇〇〇 元 引洋 一、五 〇〇〇 元	引洋 三九五一 元六七 角五分 引洋 六、〇 四元四 角五分 外金 二、五 〇〇〇 元 引洋 一、五 〇〇〇 元	引洋 三九五一 元六七 角五分 引洋 六、〇 四元四 角五分 外金 二、五 〇〇〇 元 引洋 一、五 〇〇〇 元

契約内容及 解約時期	昭和四年十月 赤返新規契 ノ 物及解約	昭和四年十月 赤返 現在起算	昭和五年十月 赤返新規契 ノ 物及解約	昭和五年十月 赤返 現在起算	件数	面	積	金額	印算換算					
					六件	九二八四八三		小洋一五元 吉林官帖二五元 金二五〇〇〇 外二五〇〇〇 外二五〇〇〇 小洋六〇〇 元四〇〇 元	小洋五元 金一五〇 外二五〇 外二五〇 金六二〇 百吊付 金二〇					
					六件	九一八四八三		小洋一五元 吉林官帖二五元 金二五〇〇 外二五〇〇 外二五〇〇 小洋六〇〇 元四〇〇 元	小洋五元 金一五〇 外二五〇 外二五〇 金六二〇 百吊付 金二〇					